新潟県民主医療機関連合会 医学部奨学貸付金（奨学貸付金）規定

新潟県民主医療機関連合会
2026 年 3 月改訂

（目的）

第 1 条　新潟県民主医療機関連合会（以下 新潟民医連）は、全日本民主医療機関連合会（以下 全日本民医連）の綱領（以下 民医連綱領）のもと、新潟民医連の医療活動ならびに、諸運動の発展を保障する後継者を育成することを目的としてこの新潟県民主医療機関連合会医学部奨学貸付金（以下 奨学金）規定を定める。

2　この奨学金規定は民医連綱領を理解し、第 2 条の奨学生活動に参加することを希望する医学生への経済的援助を目的とする。

（奨学生活動）

第 2 条　奨学金を利用する医学生（以下 奨学生）は、奨学生活動に積極的に参加するよう努めなければならない。

2　奨学生活動の概要は以下の通りである。

（1）奨学生ミーティングやフィールドワーク。（月に 1 回程度）

（2）全日本民医連や北関東甲信越地方協議会（新潟・長野・群馬・山梨・埼玉）が開催する企画。（年に数回程度）

（3）新潟民医連の事業所での実習や見学。（年に数回程度）

（貸与月額・貸与期間・支給方法・対象人数・申請手続きなど）

第 3 条　奨学金規定の貸付金の種類および額などを以下に定める。

奨学貸付金 医学部 1〜6 年 月額 10,000 円〜100,000 円（10,000 円毎）返還免除条項あり。

2　新潟民医連は奨学生に対し、前項の奨学金を毎月末日限り奨学生の名義口座へ振り込む方法により貸し付ける。なお、振込手数料は新潟民医連の負担とする。

3　この奨学金を利用できる医学生（奨学生）は各学年 4 名までとする。

4　この奨学金を希望する医学生（奨学生）は、この規定を承認し以下の手続きを行った後、新潟民医連と医学部奨学貸付金契約書を締結しなければならない。

（1）奨学金申込書の記載および提出。

（2）下越病院の見学および担当医師との面談。

（3）新潟民医連理事会の審査に基づき、奨学金の適用を認められた奨学生は、新潟民医連と医学部奨学貸付金契約書を締結する。

（貸し付けの停止）

第 4 条　奨学生が休学、停学の処分、留年などにより同一学年の課程を再履修する場合は、再履修することが確定した日を含む月の翌月から奨学金の貸し付けを停止する。ただし奨学

生の経済状況などを勘案の上、引き続き貸し付けすることができることとする。

2　奨学生は休学、停学、留年および復学する際は、すみやかにその旨を新潟民医連へ報告しなければならない。

(契約の解除)

第 5 条　奨学生が次のいずれかの事由に該当した場合、本契約は当然に解除される。

(1) 医学部を退学したとき。

(2) 心身の故障のため、修学の見込みがなくなったと認められるとき。

(3) 死亡したとき。

(4) 奨学生であることを辞退したとき。

(5) その他、本契約の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(奨学金返還免除等)

第 6 条　奨学生は、医師臨床研修マッチングで新潟民医連に加盟する法人へのマッチングが確認され、かつ医師国家試験合格後に新潟民医連に加盟する法人に医師として正規雇用として常勤する場合、返還免除の対象となる。

2　奨学生は、医師臨床研修期間を修了し、新潟民医連に加盟する法人で勤務開始後 36 ヶ月以上（医師臨床研修期間も含む）勤務した場合、勤務期間に対応する期間の奨学貸付金を免除する。37 ヶ月目以降は、奨学生が継続して 12 ヶ月勤務した場合、その都度、12 ヶ月の勤務期間に対応する奨学貸付金を免除する。

3　奨学生が、新潟民医連に加盟する法人で医師臨床研修期間を修了し、専門医資格を得るために新潟民医連に籍をおいて出向して勤務する場合、および出向医療機関に籍をおいて勤務する場合、奨学生が帰任した日から 24 ヶ月を経過した時点で、新潟民医連以外での勤務期間も含めて返還を免除する。

4　奨学生が、新潟民医連に加盟する法人以外で医師臨床研修期間を修了し、新潟民医連に加盟する法人へ帰任した日から 24 ヶ月以上勤務した場合、勤務期間に対応する期間の奨学貸付金を免除する。奨学生がその後継続して 12 ヶ月勤務した場合、その都度、12 ヶ月の勤務期間に対応する奨学貸付金を免除する。ただし奨学生が新潟民医連外で勤務できる期間は最長で 4 年とする。

5　奨学生は新潟民医連に対し、専門医資格を取得するための出向期間中は、少なくとも年に一度、専門医取得の到達状況を面談によって報告する。

6　奨学生が出向する期間は最長 10 年とする。

7　奨学生が医師国家試験合格後に医師として勤務できない場合は、勤務再開後から返還免除の条項を適用する。

(奨学金の返還猶予)

第 7 条　医師臨床研修中の奨学貸付金の返還は猶予される。

専門医取得中に新潟民医連への帰任の意向が確認された場合、返還は猶予される。

(第 6 条と第 7 条の早見表)

	専門医取得中	出産・病気・やむを得ない事情など
返還免除	帰任後勤続 24 ヶ月経過した時点で 外部研修期間に相当する期間が 免除される。	
返還猶予	帰任の意向が確認できた場合 外部研修中は猶予される。 最長 10 年。	猶予される。 最長 10 年に含む。

(奨学金の返還)

第 8 条　奨学生は新潟民医連に対し、奨学生が第 6 条に該当しない場合、医学部奨学貸付金契約書により貸し付けを受けた奨学金を返還しなければならない。

2　返還義務が生じる時期は、貸与期間が終了した月の翌月の 1 日とする。

(奨学金の返還方法)

第 9 条　奨学生は返還免除の第 6 条の対象ではなくなった日から 1 ヶ月以内に一括返還するか、受給期間と同期間内の分割返還をするのかを選択し、意思表示しなければならない。

2　奨学生が前項の期間内に新潟民医連に対し選択の意思表示をしなかった場合、一括返還することを選択したと見做す。

3　奨学生が分割返還をする場合は、毎月の貸与額と同額とする。

(奨学金の利息)

第 10 条　奨学金には利息は付さない。

(期限の利息の喪失・遅延損害金)

第 11 条　奨学生が分割して返還すべき奨学金の返還を怠り、遅滞した金額の合計額が月々返還する額の 2 ヶ月分に達した場合、新潟民医連はなんらの意思表示を要せず、奨学生は期限の利益を喪失し、残金全額を支払い済みに至るまで年 3%の遅延損害金を付して一括で返還しなければならない。

(特例措置)

第 12 条　新潟民医連は奨学生が病気に罹患したり、死亡したりするなどやむを得ない事情が発生した場合、奨学生や奨学生の遺族に対し、奨学金の返還について、その返還額を減額することができる。

（連帯保証人）

第 13 条　連帯保証人は 2 人立てる。

2　連帯保証人は、奨学生の新潟民医連に対する債務のすべてを連帯して負担する。

3　第 1 項の連帯保証人のうち、1 人は父または母（父母がともにいない場合は、兄姉またはこれに準ずる者）とし、他の 1 名は父母とは別に独立の生計を営む者でなければならない。

4　奨学生は連帯保証人の死亡、信用状態の悪化、債務整理手続きの開始などの事態が生じたときは、新潟民医連が要求する措置（連帯保証人の追加など）をとらなければならない。

（紛争）

第 14 条　奨学金の貸与および返還などについて、裁判上の紛争が生じた場合は、新潟地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議）

第 15 条　この規定にない事項、ならびに疑義が生じた事項については、誠意をもって協議し解決するものとする。

以上